

(禁止行為)	現行
<p>第四条 法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 有価証券の売買その他の取引、有価証券オプション取引等、有価証券店頭オプション取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭オプション取引等」という。）、有価証券店頭指数等先渡取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この号において「有価証券店頭指数等先渡取引等」という。）又は有価証券店頭指数等スワップ取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭指数等スワップ取引等」という。）につき、顧客に対して当該有価証券の発行者（有価証券オプション取引等又は有価証券店頭オプション取引等にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者、有価証券店頭指数等先渡取引等にあつては、当事者があらかじめ約定した数値としての価格に係る有価証券の発行者、有価証券店頭指数等スワップ取引等にあつては、当事者の一方が相手方と取り決めた価格に係る有価証券の発行者）の法人関係情報（上場会社等（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等をいう。第十八号及び第十二条第五号イにおいて同じ。）の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な</p>	<p>第四条 法第四十二条第一項第十号（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 有価証券の売買その他の取引、有価証券オプション取引等、有価証券店頭オプション取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭オプション取引等」という。）、有価証券店頭指数等先渡取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この号において「有価証券店頭指数等先渡取引等」という。）又は有価証券店頭指数等スワップ取引若しくはこれに係る媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「有価証券店頭指数等スワップ取引等」という。）につき、顧客に対して当該有価証券の発行者（有価証券オプション取引等又は有価証券店頭オプション取引等にあつては、オプションが行使された場合に成立する売買に係る有価証券の発行者、有価証券店頭指数等先渡取引等にあつては、当事者があらかじめ約定した数値としての価格に係る有価証券の発行者、有価証券店頭指数等スワップ取引等にあつては、当事者の一方が相手方と取り決めた価格に係る有価証券の発行者）の法人関係情報（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに</p>

情報であつて顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの並びに法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。以下この条及び第十条において同じ。）を提供して勧誘する行為

十九十七　（略）

十八　法第二百六十六条第二項第一号イに規定する募集（上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者（以下この号において「調査対象者」という。）、又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ　証券会社が自ら当該調査を行う場合　次に掲げる措置

- (1)　法令遵守管理（証券会社の業務が法令（外国の法令を含む。）、法令に基づく行政官庁の处分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は証券業協会若しくは証券取引所の定款その他の規則（外国の法令に基づくこれらに相当する協会又は取引所の定款その他の規則を含む。）（以下この号において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること

法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）、これに準ずる株券等（同項に規定する株券等をいう。）の買集め及び法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施又は中止の決定に係る公表されていない情報をいう。以下この条及び第十条において同じ。）を提供して勧誘する行為

十九十七　（略）
（新設）

及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。口(1)において同じ。)に関する業務を行う部門から、当該調査を行うこと、調査対象者並びに調査対象者に提供される法人関係情報の内容並びにその提供の時期及び方法が適切であることについて、あらかじめ承認を受けていること。

(2) 当該法人関係情報若しくは当該募集を行うことが公表され、又は証券会社から当該調査の後当該募集を行わないこととなつたことを通知されるまでの間における当該上場会社等の法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券等に係る売買その他の有償の譲渡若しくは譲受け又は有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この号において「特定有価証券等の売買等」という。）を行わないこと（法第百六十六条第六項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる場合、並びにこの号の規定により当該法人関係情報の提供を受けた者の間において特定有価証券等の売買等を取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないとする場合を除く。以下この号において同じ。）、及び当該法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないこと（調査対象者が当該調査の内容に係る業務を行うために当該法人関係情報の提供を行うことが不可欠な者であつて、調査対象者との契約によつて特定有価証券等の売買等を行わない義務及び当該法人関係情報を漏らさない義務を負うものに提供する場合、又は法令等に基づいて提供する場合を除く。）について、あらかじめ調査対象者に約させていること。

(3) その証券会社における当該調査に係る事務の責任ある担当者及び当該調査に係る事務を実際に担当した者の氏名、

調査対象者の氏名及び住所並びに調査対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成の後五年間これを保存するために必要な措置を講じていること。

口

第三者が委託又は当該募集に係る法人関係情報の提供を受けた場合 次に掲げる措置

(1) 法令遵守管理に関する業務を行う部門から、当該調査を行うこと、当該第三者、調査対象者並びに当該第三者及び調査対象者に提供される法人関係情報の内容並びにその提供の時期及び方法が適切であることについて、あらかじめ承認を受けていること。

(2) 特定有価証券等の売買等を行わないこと、及び当該法人関係情報を調査対象者以外の者に提供しないこと（当該第三者が当該調査を行うため、又は当該上場会社等若しくは証券会社から委託を受けて当該募集に係る業務を行うために当該法人関係情報の提供を行うことが不可欠な者であつて、当該第三者との契約によつて特定有価証券等の売買等を行わない義務及び当該法人関係情報を漏らさない義務を負うものに提供する場合、又は法令等に基づいて提供する場合を除く。）について、あらかじめ当該第三者に約させていること。

(3) その証券会社における当該調査に係る事務の責任ある担当者及び当該第三者に対する当該委託又は当該法人関係情報の提供に係る事務を実際に担当した者の氏名、当該第三者

の氏名及び住所並びに当該第三者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成の後五年間これを保存するために必要な措置を講じていること。

(4) 当該第三者がイ(2)及び(3)に掲げる措置に相当する措置を講ずることなく当該調査を行うことを防止するために必要な措置を講じていること。

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一條 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一(四) (略)

五 次のイからハに掲げる情報のうち、法第四十四条に規定するその他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、有価証券の売買その他の取引等を行う行為

イ 有価証券の発行者の法人関係情報（上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報をいう。）

ロ・ハ (略)
六(一)十三 (略)

(弊害防止措置の適用除外の承認申請)

第十一條の二 (略)

2 (略)

3 内部管理に関する業務とは次に掲げる業務をいう。

(その他業務を営む場合の禁止行為)

第十一條 法第四十四条第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一(四) (略)

五 次のイからハに掲げる情報のうち、法第四十四条に規定するその他業務に重要な影響を及ぼすと認められるものを得るため、有価証券の売買その他の取引等を行う行為

イ 有価証券の発行者の法人関係情報（法第一百六十三条第一項に規定する上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報をいう。）

ロ・ハ (略)
六(一)十三 (略)

(弊害防止措置の適用除外の承認申請)

第十一條の二 (略)

2 (略)

3 内部管理に関する業務とは次に掲げる業務をいう。

一 法令遵守管理（証券会社等の業務が法令（外国の法令を含む。）、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は証券業協会、証券取引所、金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）若しくは商品取引所（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所をいう。）の定款その他の規則（外国の法令に基づくこれらに相当する協会又は取引所の定款その他の規則を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかどうかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。）に関する業務

二〇七 (略)

一 法令遵守管理（証券会社等の業務が法令（外国の法令を含む。）、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は証券業協会、証券取引所、金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）若しくは商品取引所（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所をいう。）の定款その他の規則（外国の法令に基づくこれらに相当する協会又は取引所の定款その他の規則を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。）に関する業務

二〇七 (略)

4
(略)